

議案第 8 1 号

総社市心身障害者医療費給付条例の一部改正について

総社市心身障害者医療費給付条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 4 7 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

重度の心身障がい者等に対する医療費の公費負担において、精神障がい者を受給資格者に加えるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市心身障害者医療費給付条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条号とし、移動後条号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>総社市障害者医療費給付条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>障がい者</u>の受療を容易にするため、障がい者に対し、医療費支給の措置を講じ、もって障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。 （受給資格者） 第 3 条 この条例による給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する被保険者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）～（3）略 <u>（4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の精神障害者保健福祉手帳及び障</u>	<u>総社市心身障害者医療費給付条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>心身障がい者（以下「障がい者」という。）</u>の受療を容易にするため、障がい者に対し、医療費支給の措置を講じ、もって障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。 （受給資格者） 第 3 条 この条例による給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有する被保険者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）～（3）略

改 正 後	改 正 前
<u>害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に定める精神通院医療に係る自立支援医療受給者証（以下「自立（精神）受給者証」という。）のいずれも所持する者</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。 （1）及び（2）略 （3）<u>前項第1号から第3号までに掲げる者のうち、同項第1号から第3号までに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者</u> （4）<u>前項第4号に掲げる者のうち、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得したときの年齢が65歳以上である者</u> （医療費の範囲） 第4条 この条例により給付をする医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養、生活療養及び精神疾患による入院に係る療養であって規則に定めるものを除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用（診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用（医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等（条例を含む。）の規定による公費負担金があるときは、当該付加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。）から一部負担金（総医療費の100分の10に相当する額（受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額））を控除した額とする。 2及び3 略 （受給資格証の交付申請） 第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、<u>障害者医療費受給資格証</u>（以下「受給資格証」という。）の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。 （1）及び（2）略 （3）<u>前項各号に新たに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者</u> （医療費の範囲） 第4条 この条例により給付をする医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用（診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用（医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等（条例を含む。）の規定による公費負担金があるときは、当該付加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。）から一部負担金（総医療費の100分の10に相当する額（受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額））を控除した額とする。 2及び3 略 （受給資格証の交付申請） 第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、<u>心身障害者医療費受給資格証</u>（以下「受給資格証」という。）の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。

改 正 後	改 正 前
(受給資格証の交付等) 第6条 略 2 受給資格証の有効期間は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳の再認定年月及び知的障害の再判定年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。</u> (2) <u>第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。</u> 3～6 略 (給付方法) 第10条 略 2 前項ただし書に規定する場合において、当該被保険者等に支払うことができないときの医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによって行うものとする。 3 略 (医療費の返還) 第15条 略 <u>(入院中の者に係る受給資格の特例)</u> 第16条 <u>第3条第1項第4号及び第7条の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に掲げる者が、規則で定める精神疾患による入院中に、自立（精神）受給者証の有効期間の末日を過ぎた場合の当該者に係る入院中の受給資格の取扱いについては、当該療養期間に限り当該者を受給資格者とみなし、第10条第1項ただし書及び同条第2項の規定によるものとする。</u> (その他) 第17条 略	(受給資格証の交付等) 第6条 略 2 受給資格証の有効期間は、<u>交付の日から毎年6月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> 3～6 略 (給付方法) 第10条 略 2 前項ただし書に規定する場合において、当該被保険者等に支払うことができない<u>場合における</u>医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによって行うものとする。 3 略 (医療費の返還) 第15条 略 (その他) 第16条 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。